

知ってほしい、DVのこと

### 1 DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」のことです。

出典:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」  
http://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/e-view/04/index.html (2017/10/22閲覧)

配偶者  
恋人  
元恋人

暴力 = DV

「配偶者」には事実婚や元配偶者も含まれます。男性、女性を問いません。

公益財団法人 あいち男女共同参画部

知ってほしい、DVのこと

### 2 殴る、蹴るだけが暴力ではない

身体だけでなく、心を傷つける暴力もあります。

- 身体的なもの**
  - ・平手でうつ
  - ・引けずりまわす
  - ・刃物などの凶器をからだにつきつける
  - ・物を投げつける・髪をひっぱる など
- 精神的なもの**
  - ・大声でどなる
  - ・生活を壊さない
  - ・子どもに危害を加えるといっておどす
  - ・何を言っても無視して口をきかない など
- 性的なもの**
  - ・いやがっているのに性行為を強要する
  - ・中絶を強要する
  - ・避妊に協力しない など

出典:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」  
http://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/e-view/04/index.html (2017/10/22閲覧)

公益財団法人 あいち男女共同参画部

知ってほしい、DVのこと

### 3 5人に1人は「被害経験アリ」

女性の約4人に1人、男性の約6人に1人はDVの被害経験者です。

配偶者からの被害経験(男女別)

また、女性の約10人に1人は、何度も被害を経験しています。

公益財団法人 あいち男女共同参画部

知ってほしい、DVのこと

### 4 最多の被害は身体への暴力

男女ともに、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」の順に被害が多くなっています。

配偶者からの被害経験(男女別)

被害経験者の割合は女性の方が男性より高く、「性的強要」では約5倍です。

公益財団法人 あいち男女共同参画部

知ってほしい、DVのこと

### 5 被害を受けても相談しづらい

被害を受けた人の56.7%は、さまざまな理由から、誰にも相談しませんでした。

相談しなかった理由(複数回答)

暴力を振るわれ続けることにより、被害者であることを自覚することが困難になったり、無気力状態に陥ったりするなどの影響が考えられます。

公益財団法人 あいち男女共同参画部

知ってほしい、DVのこと

### 6 被害者を保護する法律がある

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(配偶者暴力防止法、DV防止法とも表記されます。)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

出典:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」  
http://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/e-view/new/index2.html (2017/10/22閲覧)

毎年11月12日から11月25日までの2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」をしています。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

公益財団法人 あいち男女共同参画部

知ってほしい、DVのこと

### 7 恋人同士のDV「デートDV」

恋人同士の間でも女性に対する暴力が起こっています。女性も男性も、誰もがデートDVの被害者になる可能性がありますし、加害者になる可能性もあります。

出典：内閣府大臣官邸政府広報課 政府広報オンライン「女性に対する暴力をなくす運動」  
http://www.gendai.go.jp/online/2014/11/10/06.html (2017/10/22取得)

「デートDV」の言葉もその内容も知っている(男女別)

年齢層	女性 (n=1,811人) (%)	男性 (n=1,733人) (%)
20～29歳	50.8	30.6
30～39歳	32.3	34.3
40～49歳	36.5	28.8
50～59歳	30.5	28.3
60歳以上	20.5	20.2

デートDVの認知度は、20代女性に比べて同年代の男性がかなり低くなっています。

出典：内閣府男女共同参画局「男性間における暴力に関する調査」平成27年度より作成

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

### 8 愛知県のDVへの取り組み

平成25年3月に配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)を策定しました。

1 市町村における支援体制充実に向けた働きかけ  
市町村におけるDV基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の促進 など

2 若年層への教育・啓発  
若年層への幅広い啓発の実施による、将来におけるDVの未然防止 など

3 被害者の心のケア  
DV被害者へのカウンセリング等の実施 など

4 子どもに対する支援  
学校や保育所などの関係機関との連携強化(子どもの状況の確保、情報の適切な管理) など

取組強化項目

出典：愛知県児童相談所「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)の概要」  
http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/8331.pdf (2017/10/22取得)

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

### 9 配偶者暴力相談支援センター

愛知県女性相談センター	電話相談 月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00	052-962-2527
	直接相談(来予約) 火～日 9:00～17:00 (水・土・日・夜間を除く)	
	弁護士による24時間電話相談 月 14:00～15:30	
尾張駐在室	052-961-7211 (内線2323)	
海部駐在室	0567-24-2134	
知多駐在室	電話相談 月～金 9:00～17:00	0569-31-0121
西三河駐在室	直接相談(来予約) 月～日 9:00～17:00 (休館を除く各駐在室で実施)	0564-27-2719
豊田加茂駐在室		0565-33-0294
新設設楽駐在室		0536-23-8051
東三河駐在室		0532-54-5111 (内線301)
名古屋市配偶者暴力相談支援センター	電話相談 月～金 10:00～17:00	052-351-5388

出典：愛知県男女共同参画推進課「パートナーとの関係に悩んでいるあなたに」(平成28年4月)

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

### 10 その他の相談窓口

公的相談窓口

愛知県警察本部	住居コーナー(警察安全相談) 月～金 9:00～17:00	#9110(ワンコール) 052-953-9110
名古屋法務局	女性の権利センター 月～金 8:30～17:15	0570-070-810
法テラス (日本司法支援センター)	犯罪被害者支援ダイヤル 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	0570-079-714
名古屋市DV被害者ホットライン	電話相談 土・日・夜 10:00～18:00	052-232-2201
名古屋男女平等参画推進センター	女性のための総合相談 月・火・金・土・日 10:00～16:00 水のみ 10:00～13:00 18:00～20:00 (休館日を除く)	052-321-2760

緊急のとき、身の危険を感じたときは、迷わず110番通報を!

出典：愛知県男女共同参画推進課「パートナーとの関係に悩んでいるあなたに」(平成28年4月)

どこに相談したらよいかわからない時

DV相談ナビ(内閣府)	0570-0-55210 (自動音声による案内)
-------------	-----------------------------

発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口へ電話が自動転送され、直接相談をすることができます。

出典：内閣府男女共同参画局「DV相談ナビについて」  
http://www.gendai.go.jp/policy/no\_violence/dv\_navi/ (2017/10/22取得)

公益財団法人 あいち男女共同参画局